# 道路使用許可 道路管理者の確認受付先(中野、新宿及び杉並区内都道)

- ○道路使用許可申請の詳細については、所轄警察署にお問い合わせください。
- ○中野、新宿及び杉並区内の国道・区道は道路管理者が異なりますので、ご注意ください。
- 〇確認受付の際は、所轄警察署に申請する道路使用許可申請書(正・副2部)をお持ちください。

## 1「道路占用許可」を必要としない場合

## (撮影、イベント、一時停車など道路の一時的な使用)

都道上の申請箇所	窓口	所在地	連絡先	受付時間
中野区内	第三建設事務所 中野工区	中野区沼袋 3-2-14	03 (3389) 3449	0.2017.15
新宿区内	第三建設事務所 新宿工区	新宿区西新宿 6-26-5	03 (3343) 7832	8:30~17:15     土日祝日   除く
杉並工区	第三建設事務所 杉並工区	杉並区上荻 1-11-11	03 (3393) 2391	<b>陈</b> \

#### (ご注意)

- ○区境付近は担当工区が異なる場合があります。詳しくは別紙をご覧ください。
- ○上記都道のうち、当所工事第一課などにて事業中の箇所があります。

窓口が異なりますので、当所管理課占用担当(TEL:03(3387)5104)まで別途お問い合わせください。

### 2「道路占用許可」を必要とする場合

## (工事用足場・朝顔、看板・日よけ設置など)

窓口 所在地		連絡先	受付時間
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	02 (2207) 5104	9:00~17:00
管理課 占用担当	中野区総合庁舎2階	03 (3387) 5104	土日祝日除く

(東京都第三建設事務所 管理課占用担当)

